

令和5年度宇陀市水道事業特別会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度宇陀市水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度宇陀市水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた主要な建設改良事業の予定額を次のとおり改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(4) 主要な建設改良事業
給配水管整備事業 98,750千円 25,000千円 123,750千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額423,344千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,577千円及び過年度分損益勘定留保資金380,767千円」を「不足する額408,344千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,850千円及び過年度分損益勘定留保資金363,494千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 410,362千円 40,000千円 450,362千円
第1項 企業債 114,800千円 40,000千円 154,800千円

支 出

第1款 資本的支出 833,706千円 25,000千円 858,706千円
第1項 建設改良費 548,457千円 25,000千円 573,457千円

宇陀市水道事業特別会計補正予算書(第1号)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正後			
上水道 整備事業	千円 114,800	千円 154,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

奈良県宇陀市

令和5年6月2日提出

奈良県宇陀市長 金剛一智

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 の 部

(単位:千円)

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		410,362	40,000	450,362			
	1. 企業債	114,800	40,000	154,800			
	1. 企業債	35,000	40,000	75,000			
					1. 企業債	40,000	市町村県営水道 転換支援資金貸 付金 15,000 水道事業債 25,000

支 出 の 部

(単位:千円)

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		833,706	25,000	858,706			
	1. 建設改良費	548,457	25,000	573,457			
	2. 水道建設 事業費	157,679	25,000	182,679			
					2. 工事請負費	25,000	庄屋出橋添架管 更新工事 25,000